平成２４年（フ）第５４２号
大阪府貝塚市北町28番20号
債務者　古賀　　巧
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅２―304
債務者　小松　徹男
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４７号
大阪府岸和田市並松町24番Ａ―403号
債務者　和家　久子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４８号
大阪府岸和田市吉井町１丁目14―８、住民票上の住所大阪府岸和田市吉井町１丁目14番９号
債務者　西田　純一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地１棟502号
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目５番18号
債務者　犬の美容室Ｏｎｌｙわんこと　今西直子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目16番15号
債務者　松岡　広子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
広島県福山市神辺町字東中条1210番地１、旧住所広島県福山市神辺町字道上2985番地５
債務者　妹尾　完二
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２１７号
広島県福山市大谷台１丁目18番10号　エーデルハイムＣ202、旧住所広島県福山市大谷台３丁目８番９号
債務者　大町佳代子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２１９号
広島県福山市加茂町上加茂63―414、住民票上の住所広島県呉市中央３丁目３番22―302号
債務者　立木　若菜（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８４号
福岡県大牟田市田端町４番地　パナハイツタナカ201号
債務者　荒巻　真二
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県大牟田市西浜田町20番地18
債務者　大石　　勝
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２８号
山口県宇部市恩田町１丁目８番27号、従前の住所山口県宇部市草江１丁目７番58―１号
債務者　樋渡　猛敏
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６８号
北海道苫小牧市花園町１丁目３番16号　エルム花園103
債務者　齊藤　京子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１０４６号
千葉市中央区登戸２丁目９番25―301号
債務者　山中めぐみ（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６０号
千葉市若葉区若松町433番地10
債務者　金内　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７０号
千葉市花見川区花見川２―16―408古谷方、住民票上の住所千葉市花見川区作新台５丁目５番６号
債務者　坂内　雍憲
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係